

政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱

平成25年3月1日制定

(趣旨)

第1 この要綱は、政務活動費の交付に関する規程（平成25年岩手県議会告示第1号）第5条第3項の規定に基づき、収支報告書等の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

第2 収支報告書等の閲覧場所は、議会議事堂1階の議会事務局総務課とする。ただし、事務局長がこれにより難いと認める場合は、その都度事務局長が指定する場所とすることができる。

(閲覧時間)

第3 収支報告書等の閲覧時間は、岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日を除き、毎日午前9時から午後0時まで及び午後1時から午後5時までとする。

(閲覧者の遵守事項)

第4 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収支報告書等は、第2に規定する場所以外に持ち出すことができない。
- (2) 収支報告書等は、丁寧に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- (3) 収支報告書等を謄写する場合は、筆記によりこれを行うものとし、複写機、写真機等を使用してはならない。
- (4) 音読、談話、飲食等他の閲覧者の迷惑になる行為をしてはならない。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の中止又は禁止)

第5 事務局長は、閲覧者が第4の規定に違反する場合は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 政務調査費収支報告書等の閲覧に関する要綱（平成13年3月30日制定）は、廃止する。